

閲覧用

平成27年 第9回

# 神崎市農業委員会総会議事録

平成27年9月3日

神崎市農業委員会

平成27年 第9回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年9月3日(木) 9時30分 開会  
 2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室  
 3. 出欠者の状況  
 出席委員 33名 欠席委員 4名 傍聴者 0名

番号	役職	氏名	出欠	番号	役職	氏名	出欠
1	会長	田中 久男	出	20	委員	馬場 英征	出
2	副会長	森 義博	出	21	委員	服巻 玉美	出
3	委員	川浪 恒男	欠	22	委員	柳川 芳和	出
4	委員	八谷 実	出	23	委員	荒木 初男	出
5	委員	中島 和則	出	24	委員	大澤 一士	出
6	委員	鳥谷 隆則	出	25	委員	納富 照海	出
7	委員	小淵 一男	欠	26	委員	副島 良治	出
8	委員	森田 昭己	出	27	委員	本村 宣行	出
9	委員	宮島 岩夫	出	28	委員	貞包 和則	出
10	委員	廣瀧 恒明	出	29	委員	鐘ヶ江政明	出
11	委員	志岐 善隆	欠	30	委員	中原 義高	出
12	委員	佐藤 芳春	出	31	委員	宮地 恆代	出
13	委員	早田 勝彦	出	32	委員	貞島 正則	出
14	委員	片江 護	出	33	委員	船津 義隆	出
15	委員	北御門 勇	欠	34	委員	高尾 謙一	出
16	委員	江口 佳昭	出	35	委員	西村 千秋	出
17	委員	野口 富三	出	36	委員	井田 克己	出
18	委員	島 榮治	出	37	副会長	倉谷 勝英	出
19	委員	酒見 貞之	出				

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

26番 副島 良治 委員      27番 本村 宣行 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 大隈 豊文      係長 山口 秀利

### 日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	あっせん委員の指名について	1件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転関係）について	3件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	174件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	73件

以上でございます。

### 5. 説明のため出席した職員

#### 農業委員会事務局職員

事務局長 大隈 豊文

農政農地係長 山口 秀利

農政農地係主査 有馬 靖子

#### 農政水産課職員

農政企画係長 平 義孝

農政企画係主事 渡邊 翔一

### 6. 会議の概要

事務局長

開会前ですけれども、

お手元に、農業会議だよりと11月6日・7日予定の農業委員さんの研修旅行のお知らせをお配りしておりますので、お目通しをお願いいたします。

また、農地の利用状況調査につきましては、6月から8月の3ヶ月にわたり、暑い中、大変お疲れさまでした、この場をお借りしお礼申し上げます。

それでは、総会をはじめたいと思います。

改めまして、おはようございます。

本日は、お忙しい中、総会に出席していただきありがとうございます。

それでは、着席して議事を進めさせていただきます。

## 事務局長

それでは、平成27年第9回 神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

## 会 長

おはようございます。

開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

8月15日に台風15号が、佐賀県を直撃いたしました。施設、ハウスの一部に被害があったものの、大きな被害もなく一応安堵しているところでございますけれども、台風17号の発生の報道がっております、進路について気になるところです。

さて、挨拶の中で、毎回お伝えしております、農協関連法の一部改正案については、8月27日の農林水産委員会で、また、翌日の8月28日の参議院本会議で、賛成多数で可決をしております。

9月1日に閣議が決定され、あす4日公布されるという見通しであります。

市、町においても、政省令に沿った条例、規則、規程の改訂が策定され、12月の議会で議決されまして、新しい農業委員会制度が、4月1日より施行されるということになると思います。

この制度改革で、農業委員の選挙による選任から、首長による推薦、議会承認の農業委員さんに、また農業委員会が推薦した農用地利用最適化推進委員制度に移行していくことになるかと思えます。

今後、色々の会議等、関心を持ってみたいと思います。

以上をもちまして、挨拶といたします。

それでは、只今から、平成27年第9回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

## 事務局長

本日の出席委員は33名となっております。

欠席届の方が、3番川浪恒男委員、7番小淵一男委員、11番志岐善隆委員、15番北御門 勇委員 の方から出ております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神崎市農業委員会会議規則第6条「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長をお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

## 議 長

日程第1 議事録署名委員の指名をいたします。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、26番副島良治委員さんと27番本村宣行委員さんの2名をご指名いたします。  
よろしく願いいたします。

## 議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の大隈局長、山口係長を指名いたします。

## 議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	あっせん委員の指名について	1件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転関係）について	3件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	174件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	73件

以上でございます。

## 議 長

申請者の入室をお願いいたします。

(申請者入室)

## 議 長

それでは、議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。

## 議 長

それでは、受付番号2番について、事務局からの説明をお願いいたします。

## 事務局

### 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号2番 申請地所在：神埼町○○ 畑1筆、田1筆の合計5,764㎡。

申請理由は「現在稼働している工場は賃貸で、製造後の製品を保管する場所が不足しているため、現在地において施設の増築を貸主に打診しましたが断られたため移転を決定し、複数の候補地を検討した結果 最も条件に合う申請地を選定しました。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神埼市神埼町○○、譲り受け人：神埼市神埼町○○

施設の用途は、工場、駐車場、調整池などで農地以外の土地を含んで実測15,930㎡です。

総事業費は、土地代、整地・建設費などで総額○○千円で、資金は自社資金○○千円と借入金○○千円です。

転用着工は平成27年10月20日、工事完了は平成28年4月20日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成22年5月28日と平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」となっています。

位置図などについては9ページから11ページに添付しています。

資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書と融資証明書 及び土地利用計画図、造成計画断面図、建築平面・立面図、工事費などの見積書が提出されていて問題はないと思われます。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込みについては工場建設事業に係る開発行為許可申請書、公用財産用途廃止事前協議書及び占用許可申請書並びに工作物新築許可申請書の写しが添付されています。

仮登記などの転用行為の妨げとなる権利などについては該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、申請農地のほか山林6筆、原野2筆、公用財産用途廃止が申請された公衆用道路が3筆ありますが、全てで一体となった適切な土地利用計画がなされていて計画面積の妥当性についても問題はないと思われます。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は敷地内に側溝や調整池を設けて水路へ排水する計画で、汚水などは合併浄化槽を設置して処理する計画です。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より

「受益地除外の証明」、神崎市土地改良区より「施工地区外であり支障なし。」、埋蔵文化財については、申請地が〇〇遺跡の範囲内に位置していましたので、神崎市教育委員会において受付された佐賀県教育委員会への文化財保護法第93条第1項に基づく埋蔵文化財発掘の届出書の写しが添付されています。

説明は以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。

**議 長**

議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号2番の申請につきましては、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局から詳しく説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにもお会いして話を伺いました、今回の転用によって周辺の農地の営農に支障を及ぼすことがないように十分に検討し、計画されているということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議をよろしくお願ひします。

**議 長**

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

## 議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

## 議 長

次に、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います、受付番号3番を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号3番 申請地所在：神埼町〇〇の畑2筆の合計7,096㎡。

申請理由は「近年の受注増や異常気象により多発する集中豪雨等に備えた資機材の保管場所等が不足しているため、広範囲の業務地域をカバーできる立地の良さと一定の面積が確保できて造成が容易な土地形状などを考慮した結果、申請地に資材置場の整備を計画した。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：佐賀市大和町〇〇、譲り受け人：神埼郡吉野ヶ里町〇〇  
施設の用途は、表土、大型土のう置場などの資材置場の設置として7,096㎡です。  
総事業費は、土地代、整地費など総額〇〇千円で、資金は全額自社資金です。転用着工は平成27年10月1日、工事完了は平成27年12月30日の予定です。権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。  
位置図などについては12ページから14ページに添付しています。



資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書及び土地利用計画図、造成計画断面図、造成工事費見積書などが提出されていて問題はないと思われま

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込みや農地以外の土地の利用見込み及び仮登記などの転用行為の妨げとなる権利などについては該当ありません。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下と側溝を経由して周辺水路へ排水する計画で、汚水などはありません。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われま

法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「受益地除外の証明」、神崎市土地改良区より「施工地区外であり、支障なし。」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会から「当該地は〇〇遺跡の範囲内に位置していますので、開発にあたっては文化財保護法第93条に基づく埋蔵文化財発掘の届出と事前の発掘調査を行う必要があります。」との回答書写しが添付されています。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。

## 議 長

議案第1号、受付番号3番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇でございます。

第1号議案の受付番号3番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにもお会いして話を伺いましたが、今回の転用によって周辺の農地の営農に支障を及ぼすことがないように十分に検討して計画されているということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議の程をよろしくお伺いします。

**議 長**

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

**議 長**

質疑もありませんので、採決をいたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

**議 長**

次に、議案書の2ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号4番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**

【議案第1号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号4番 申請地所在：神埼町○○ 畑の5, 521㎡。

申請理由は「神崎市神埼町〇〇地区において太陽光発電施設の設置を計画し、土地の日照条件や地形、面積などの諸条件により複数の候補地を検討した結果 最も好条件であった申請地を選定した。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：福岡県福岡市東区〇〇 譲り受け人：神崎市神埼町〇〇  
施設の用途は、太陽光発電施設の設置で農地以外の土地を含んで 6, 895 m<sup>2</sup>です。

総事業費は、土地代、建設費など〇〇千円で、資金は自社資金〇〇千円と借入金〇〇千円です。

転用着工は平成27年10月15日、工事完了は平成28年3月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図などについては15ページから17ページに添付しています。

資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書と融資証明書 及び土地利用計画図、造成計画断面図、工事費見積書などが提出されていて問題はないと思われま

す。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、〇〇との協議や契約手続きに関する書類の写しが添付されていて、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。また、事務局でも申請業者と〇〇に聞き取りを行い、契約の進捗状況と事業の確実性などについて確認しています。

行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込み及び仮登記などの転用行為の妨げとなる権利などについては該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、申請農地以外に宅地1筆と雑種地1筆がありますが、全てで一体となった適切な土地利用計画がなされていて計画面積の妥当性についても問題はないと思われま

す。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下と側溝を経由して周辺水路へ排水する計画で、汚水などはありません。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われま

す。法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「受益地除外の証明」、神崎市土地改良区より「施工地区外であり、支障なし。」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会から「当該地は〇〇遺跡の範囲内に位置していますので、開発にあたっては文化財保護法第93条に基づく埋蔵文化財発掘の届出と事前の発掘調査を行う必要があります。」との回答書写しが添付されています。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。

**議 長**

議案第1号、受付番号3番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。  
〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願いいたします。

**〇〇番 〇〇委員**

**【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】**

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号4番の申請は、私の担当地区ですが、  
申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにもお会いして話を伺いましたが、先ほど審議された受付番号3番と同様に周辺の農地の営農に支障を及ぼすことがないように計画されているということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

**議 長**

はい、ありがとうございます。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

**議 長**

質疑もありませんので、採決をいたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

## 議 長

次に、受付番号1番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

### 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

○受付番号1番 申請地所在：脊振町〇〇 畑の514㎡。

申請理由は「申請地は、寺に隣接していて道路にも接しているので駐車場として使用したい。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神崎市脊振町〇〇、譲り受け人：神崎市脊振町〇〇

施設の用途は、駐車場、通路その他で514㎡です。

総事業費は、土地代、整地費など総額〇〇千円で、資金は全額自己資金です。

転用着工は平成27年10月20日、工事完了は平成27年10月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は、「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図などについては6ページから8ページに添付しています。

資力及び信用ついて、事業費総額は〇〇千円未満で、土地利用計画図などが提出されていて問題はないと思われます。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込みや農地以外の土地の利用見込み及び仮登記などの転用行為の妨げとなる権利などについては該当ありません。

計画面積の妥当性については、土地利用計画図などからみて申請面積は妥当と思われます。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下で隣接の道路側溝に排水する計画で、汚水などはなく、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われます。

法令などにより義務付けられている行政庁との協議については、申請地は佐賀東部土

地改良区及び神崎市土地改良区の受益地ではありません。埋蔵文化財については神崎市教育委員会から「当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれていませんので文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。

**議 長**

議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。  
〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願いいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにもお会いして話を伺いましたが、今回の転用によって周辺の農地の営農に支障を及ぼすことがないように十分に検討して計画されているということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

**議 長**

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

## 議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

## 議 長

次に、議案書の3ページをお開き頂きたいと思います。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番 申請地所在 脊振町〇〇 田 1, 253㎡

申請理由 「相手方の要望により、取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇千円で取引されているとのこと。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると考えられます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が30a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生

産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。

#### 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

#### 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

#### 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

(全員挙手)

#### 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

#### 議 長

次に、議案書の4ページをお開き頂きたいと思いま

す。議案第3号、あっせん委員の指名について を議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第3号 あっせん委員の指名について説明します。

これは農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名を行うものです。

受付番号1番 売渡希望地所在 神埼町〇〇 田 8, 252㎡ 申し出理由は「規



模縮小の為」ということです。

申し出者、売渡し希望価格については、記載のとおりです。

位置図は、P 1 8、1 9につけています。

以上です。

### 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名について、あっせん委員を2名指名したいと思います。

土地の所在は、神埼町〇〇と神埼町〇〇でございますので、〇〇番の「〇〇委員さん」と〇〇番の「〇〇委員さん」の二人をご指名いたしたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

### 議 長

はい、ありがとうございます。

異議なしということでございますので、二人をご指名いたします。

宜しくお願いいたします。

### 議 長

次に、議案書の5ページをお開き頂きたいと思います。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画（所有権移転関係）についてを議題といたします。

受付番号1番は、農業公社への売渡しによる所有権移転であります。

それでは、受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

### 事務局

【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）について説明します。

受付番号1番です。平成27年2月にあっせん委員を決定し、調整の結果買い受け人の見込みが立ったため、農業公社への所有権移転を決定するものです。

土地の所在 神埼市千代田町〇〇、神埼市千代田町〇〇、神埼市千代田町〇〇  
所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。

買い受け人については来月以降審議の予定です。  
以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

**議 長**

次に、受付番号2番を議題といたします。

受付番号2番も、農業公社への売渡による所有権移転であります。

それでは、受付番号2番について、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**

【議案第4号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番です。平成25年5月にあっせん委員を決定し、調整の結果買い受け人の見込みが立ったため、農業公社への所有権移転を決定するものです。

土地の所在 神崎市千代田町〇〇、神崎市千代田町〇〇

所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。

買い受け人については来月以降審議の予定です。

以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

**議 長**

次に、受付番号3番を議題といたします。

受付番号3番も、農業公社への売渡による所有権移転であります。

それでは、受付番号3番について、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**

【議案第4号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番です。平成25年5月にあっせん委員を決定し、調整の結果買い受け人の見込みが立ったため、農業公社への所有権移転を決定するものです。

土地の所在 神崎市千代田町〇〇

所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。

買い受け人については来月以降審議の予定です。

以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、受付番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

(農政水産課入室)

**議 長**

次に、別冊の議案第5号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についてを議題といたします。

**議 長**

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表の説明をお願いいたします。

**農政水産課**

【議案第5号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

**農政水産課**

おはようございます。

(起立) 農政水産課の平と申します、よろしく願いいたします。

着席して説明させていただきます。(着席)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表		利用権設定関係	
神埼町	新規 83件	再設定 83件	計 166件
内訳は田	516筆	1, 164, 330.90㎡	
畑	3筆		473.11㎡
計	519筆	1, 164, 804.01㎡	
千代田町	新規 3件	再設定 5件	計 8件
内訳は田	9筆	23, 409㎡	
神埼市 合計	174件		
内訳は田	525筆	1, 187, 739.90㎡	
畑	3筆		473.11㎡
計	528筆	1, 188, 213.01㎡	

となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました、総括表の説明が終わりました。次に集計表について審議をいたしますが、議事参与の制限を受ける案件を先に審議いたします。

2ページをお開き頂きたいと思います。

神埼町の新規分の受付番号2番を議題といたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員退室)

## 議 長

それでは、受付番号2番を、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

## 農政水産課

### 【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町 新規 2番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名 設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は 田 1筆 3,038㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号2番は、原案のとおり決定されました。

## 議 長

〇〇番 〇〇委員さんの入室をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員入室)

## 議 長

次に、神埼町新規分の2ページの受付番号4番から5ページの受付番号40番までを議題といたしますが、この案件も〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員退室)

## 議 長

それでは、神埼町新規分の受付番号4番から受付番号40番を、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

## 農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町 新規 4番から5ページの40番の申し出について説明します。

設定する内容は

田	95筆	120, 734.17㎡
畑	1筆	62㎡
計	96筆	120, 796.17㎡

となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町新規分の受付番号4番から受付番号40番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、神埼町新規分の受付番号4番から受付番号40番は、原案のとおり決定されました。

**議 長**

それでは、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんは入室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員入室)

**議 長**

次に、7ページをお開き頂きたいと思います。

神埼町の新規分の7ページの受付番号59番を審議いたしますが、この案件も28番貞包委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員退室)

**議 長**

それでは、受付番号59番を、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

**農政水産課**

**【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】**

議案書の7ページの 神埼町 新規 59番の申し出について説明します。

設定する内容は、田 2筆 7, 799㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。



**議 長**

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

他に、質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分、受付番号59番について、原案  
のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号59番は原案のとおり決定されました。

**議 長**

それでは、〇〇番〇〇委員さんは入室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員入室)

**議 長**

次に、神埼町再設定分の10ページの受付番号4番から11ページの受付番号17番  
を議題といたしますが、この案件も〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番  
〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員退室)

**議 長**

それでは、神埼町の再設定分の10ページの受付番号4番から11ページの受付番号  
17番を、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

## 農政水産課

### 【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の10ページの 神埼町再設定4番から11ページの17番の申し出について説明します。

設定する内容は 田 25筆 59,343㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

他に、質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分、受付番号4番から受付番号17番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、神埼町の再設定分、受付番号4番から受付番号17番は原案のとおり決定されました。

## 議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんは入室をお願いします。

(〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員入室)

## 議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分の2ページの受付番号1番から9ページの受付番号83番までを一括して審議いたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

## 農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町の新規分の2ページの受付番号1番から9ページの83番の申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして

田	299筆	643, 675.05㎡
畑	2筆	68.11㎡
計	301筆	643, 743.16㎡

となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明がただいま終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、神埼町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

## 議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分の10ページの受付番号1番から17ページの受付番号83番までを一括して審議いたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

## 農政水産課

### 【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の10ページの 神埼町の再設定1番から17ページの83番の申し出について説明します。

設定する内容は先ほどの審議分と合わせまして

田	217筆	520, 655.85㎡
畑	1筆	405㎡
計	218筆	521, 060.85㎡

となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、神埼町の再設定の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。  
よって、本案は原案のとおり決定されました。

**議 長**

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町の新規分の18ページの受付番号1番から受付番号3番までを一括して審議いたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

**農政水産課**

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の18ページの千代田町の新規1番から3番までの申し出について説明します。  
設定する内容は、田 3筆 8, 252㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明がただいま終わりました。  
これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、千代田町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

## 議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分の19ページの受付番号1番から受付番号5番までを一括して審議いたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

## 農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の19ページの千代田町の再設定1番から5番の申し出について説明します。設定する内容は、田 6筆 15, 157㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、千代田町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定関係の審議を終わります。

農政水産課の皆さん、大変ご苦労さんでございました。

(農政水産課退室)

## 議 長

次に、別冊の報告第1号の1ページから25ページをお開き頂きたいと思います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題といたします。

事務局から、1ページの受付番号1番から25ページの受付番号73番までを一括して報告をお願いいたします。

## 事務局

【報告第1号、受付番号1番から73番までを議案書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

農地法第18条第1項、ただし書き1号から6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから25ページに記載しております、受付番号1番から73番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約となっております。

多くが、中間管理機構又は法人への貸し出しのための解約となっておりますので、お目通しをお願いします。

報告は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今事務局の報告のとおりでございます。

## 議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第9回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

大変、ありがとうございました。

11時00分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成27年9月3日

神崎市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

26番 委員 \_\_\_\_\_

27番 委員 \_\_\_\_\_